

令和3年9月市会代表質問

松田 けい子 議員

山科区選出の松田けい子でございます。青野仁志議員、国本友利議員に続き、公明党京都市会議員団を代表し質問いたします。市長並びに関係理事者におかれましては、誠意ある御答弁をお願いいたします。冒頭、新型コロナ感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。また、社会生活を支えて下さっている全ての皆様に深く感謝申し上げます。

市民の皆さまが希望あふれる未来を展望できるよう、本市がコロナ禍と財政問題という2つの危機を乗り越えて、新たな挑戦の歩みを進めていかれることを強く求めます。

(不安を抱える女性に寄り添った支援について)

それでは、質問に入ります。

はじめに、社会的孤立防止対策の推進についてお聞きします。

家庭や地域など地縁・血縁のつながりが希薄化し、DVや自殺、生活困窮、ひとり親、障がい、介護、子育てなど様々な課題が複雑に重なる中、コロナ禍によって社会的な孤独や孤立などの状況が深刻化しています。その影響は、特に女性に強く表れていることから、様々な困難を抱えている女性に対する支援の強化は重要な課題であり、就業支援はその大きな柱の1つといえます。

内閣府の「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」報告書では、「コロナ下の就業状況は、女性に特に厳しいものとなっている」と強調。その背景として、女性が多くを占める非正規労働者の割合が高く、とりわけ深刻な打撃を被っている飲食・宿泊業などで、就業者数が大きく減っている、と指摘しています。育児や介護などの事情により、あえて正規雇用ではなく、パートや派遣など非正規雇用という働き方を選択している女性も多くおられます。コロナ禍は、こうした女性たちの雇用の場を直撃しました。この状況を踏まえ、公明党「女性の活躍推進本部」は本年5月、政府に対し、「女性活躍加速のための重点方針」策定に向けた提言を行いました。その中で、女性の就労支援に関しては、デジタル技能を取得・向上できる学び直しや働く環境の改善等を提案したところです。

1 厳しい雇用環境に置かれている女性の就労においては、給与等の収入面だけでなく、家庭との両立など、個別の多様なニーズを踏まえた支援が重要と考えます。

市民に最も近い行政機関である本市においては、ひとり親家庭やDVなど様々な相談支援事業等に加え、この7月から不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業も実施しているところですが、こうした場面でキャッチした就労に関する個別の支援ニーズを受け止め、国や府の就労支援機関や関連する事業等につなげていく役割を拡充し、孤独・孤立からの脱却を後押しすることが、ひいては女性の活躍推進へつながっていくものと考えますが、御所見をお聞かせください。

(ひとり親家庭への支援について)

次に、様々な課題を抱える女性の中でも、就業や収入などの面で特に厳しい状況にあるひとり親家庭が、このコロナ禍でとりわけ大きな影響を受けています。

私もそうした方々から様々なご相談をお受けする中で、母子家庭になるときに、養育費の問題や住居、教育、ご自身の自立職業訓練などについて、事前にしっかりと準備出来るようにしなければ、その後の安定した生活設計が見通せない、ということを痛感します。

現在、国の母子家庭等対策総合支援事業において、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決め、離婚後の生活を考える機会を提供する講座の開催や、ひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行う離婚前後親支援モデル事業については、その実施主体が地方自治体とされています。

実際に、公的機関がこうした取組を行う上でいくつかの課題があることは認識しておりますが、横浜市をはじめとする一部の政令市や都県などでは既に同事業が行われているところです。

そこでお伺いいたします。

2 本市においても、ひとり親家庭支援センターゆめあすや関連する機関において、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」の開催や情報提供、個別の事情を踏まえた相談支援を行うなど、ひとり親家庭になる入り口での支援を手厚くすることで、のちのち困難な状況に陥らないようになることが重要と考えますがいかがでしょうか。あわせて、こうした取組を広く市民の皆さんに広報することも重要と考えます。ご所見をお聞かせください。

(電子図書館について)

次に、電子図書館・電子書籍貸出サービスについてお伺いいたします。

コロナ禍で外出自粛が求められる中、インターネット上で手軽に借りて読

める電子書籍利用のニーズが高まったほか、政府の臨時交付金が出たことも後押しとなり、電子図書館の数は本年7月1日現在全国で222館となり、この1年間で125館増えました。一昨年度の導入が7館にすぎなかつたことを考えると、その急増ぶりがよく分かります。こうした動向も踏まえ、新たな図書館の在り方を提案すべく、昨年2月市会の予算特別委員会部局別審査、本年3月の予算特別委員会総括質疑において、本市における電子図書館・電子書籍貸出サービスの導入を求めたところ、「利用者にメリットがあるだけではなく、書籍の修理・書架整理・返却督促等の管理面でもメリットがあるため、導入経費を勘案し総合的に検討する」という答弁でした。

9月1日にデジタル庁が開設され、教育ICT化や社会インフラの一環としてのオンラインサービスが加速化する中、来年度に向けて、デジタル教科書の導入など関連する取組みが進展するだけではなく、図書館関係の権利制限規定を見直した、改正著作権法が施行されれば、図書館サービスが、より便利になることも期待されています。

今回、政令市で導入している11市をあらためて調査したところ、電子書籍の時間別貸出状況では、概ね3割の方が紙の書籍の貸出サービスを受けることができない時間帯に電子書籍の貸出サービスを利用していること、また貸出年齢では、30~50代の年代の方が全体の6割と多く利用されていることがわかりました。

さらに、紙の書籍の返却督促に係る費用では、本市と同程度の人口規模の市で、年間260万円を要している、とのことでした。

他都市における電子図書館を導入した理由として、コロナ禍にあって子ども達に癒やし、悩みの解決や生き方のヒントとなる本を提供できること、高齢者や障がいのある方等が文字拡大や反転・読み上げ機能等を活用し読書を楽しんでもらえること、などがあげられています。

もとより、

3　紙の書籍の重要性はいささかも変わるものではありませんが、デジタル化の進捗や電子書籍の普及状況に鑑み、費用対効果などの課題はあるものの、電子書籍のバリアフリー機能、来館困難者の利便性、デジタルネイティブ世代の利用促進などの利点も踏まえ、図書館の改革や効率化を図る観点、未来志向の魅力あふれる図書館にむけて、本市として電子図書館を導入すべきであると考えますが、ご所見をお聞かせください。

まずはここまで、ご答弁をお願いいたします。

(公園の整備について)

次に、真の共生社会・京都の実現に向けたインクルーシブな公園についてお伺いします。

「多様性と調和」を基本コンセプトの1つとした、東京2020パラリンピック競技大会が閉幕しました。希望と勇気を世界中に届けて下さった選手はじめ全ての関係者に感謝申し上げますとともに、今後、その理念である共生社会を目指す取り組みがますます重要になってくると考えます。折しも本年4月、共生社会の実現を掲げた「改正バリアフリー法」が全面施行されたことから、本市においてもその取組を大きく進展させていかなければなりません。

本市の公園施設整備については、これまでバリアフリー法や都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン等を踏まえつつ、「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」に示されている「ユニバーサルデザイン：人にやさしいまちづくりの推進」すなわち、「京都に住む障害のある人もない人も、すべての人が暮らしやすいのはもちろんのこと、京都を訪れた人も快適に過ごせるまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、公共交通機関、道路、公園、建築物等のバリアフリー化を更に進める」との方針にもとづいて取り組まれています。現在、我が会派の提案を踏まえ、公園出入口のバリアフリー化が必要な公園についても順次対策が講じられているところですが、共生社会の取り組みを加速するためには、心のバリアフリーの促進も重要であります。そうした観点から障がいのある人もない人も一緒に遊ぶことができる公園、いわゆるユニバーサルデザインによるインクルーシブな公園の整備という、新たな公園づくりが国内外で進んでいます。

インクルーシブな公園は自分に合った方法で利用でき、身体を動かす遊びに加え、感覚刺激を伴う遊び、自然を取り入れた遊び、人と関わる社会的遊びなど、遊びのタイプや挑戦のレベルが豊富で、多様な誰もが迎え入れられ、人々や地域とのつながりを感じられる、などの特徴があげられます。

具体的には、車椅子でも利用できるスロープがある滑り台、体を固定して乗ることができるプランコ、手話のアルファベット図解や耳で音を楽しむ遊具など、障害のあるなしにかかわらず、遊びを通していろいろな違いがあることを自然に学べるようになっています。

実際に、利用されたお母さんは、誰もが一緒に遊べる公園を作ることは、ハンディキャップのある子だけでなく、障がいがない子どもの成長にも繋がることだとおっしゃっていました。

て、子ども同士は遊びを通して自然と分かり合えることを実感しています、と感想を述べられています。

既に砧公園をインクルーシブな公園とした東京都では、さらなる整備や仕組みづくりが進められている他、名古屋市でもその導入が決定しています。また、クラウドファンディングを活用して予算を確保し、インクルーシブな遊具を設置している事例として、三重県松阪市の松阪農業公園ベルファームでは、ハンモック型遊具に加え、目標額 250 万円に対し、300 万円を超える寄付が寄せられ、2 基目の遊具である、車いすのままでも乗ることができるトランポリン遊具を設置しました。山梨県の県立愛宕山こどもの国公園でも同様の取り組みが行われています。こうした事例により今後、さまざまな人々の参加と協力で、地域に根ざしたインクルーシブで魅力的な公園が広がっていくことが期待されます。

4 障がいのある人もない人も一緒に遊べるインクルーシブな公園こそ、共生社会を目指す本市として整備すべきであり、今後の整備方針においてもメインテーマとして位置づけていくべきではないでしょうか。

例えば、私の地元山科区の東野公園や勧修寺公園などを再整備する際には、クラウドファンディングや、民間活力を生かしたネーミングライツも積極的に活用するなどして、インクルーシブな公園や遊具を導入すべきと考えますがいかがでしょうか。

(分譲マンションの管理について)

最後に、公明党が推進してきた分譲マンションの管理適正化についてお伺いいたします。

昨年 6 月、長期にわたるマンションの安全を確保するためマンション管理適正化法が改正され、地方自治体に対して、「マンション管理適正化推進計画」の策定とともに、管理状況を把握する仕組みや管理計画認定の制度化が求められることになりました。

近年、分譲マンションでは、建物・設備の老朽化と区分所有者の高齢化という「2 つの老い」に起因し、修繕積立金の不足や管理組合の担い手不足等によって、適時適切な大規模修繕工事が実施できず、管理組合の運営ができない等の課題を抱えている事例が多くあることが、指摘されてきました。こうした管理不全の状況は、マンション住民だけでなく周辺地域へ与える影響も大きく、分譲マンションの適正な維持管理を促進し管理不全の予防を図ることは公共性・公益性の観点からも特に集合住宅が集積する大都市においては、重要な課題となっています。

これまで京都市では、マンション管理セミナーや管理組合に対するアドバ

イザ一派遣制度など、管理不全の可能性がある分譲マンションに対し積極的な支援をされてきていますが、今後、分譲マンションの老朽化が更に進展し、支援を必要とする管理組合が増加することが予想される中で、本市としても本腰を入れて取組むことが求められています。

本市においては、新たな京都市住宅マスターPLANにおいて、改正法の趣旨を踏まえた取組を実施していく予定とされていますが、今後、このプランに示された施策を具体化し、管理状況に課題を抱える分譲マンション管理組合に対する適正な維持管理への転換の支援、また管理不全の可能性を未然に防止するため、管理状況の実態を把握し、早期に支援に繋げる取組みを講じることで課題解決が図れるのではないかでしょうか。

その意味で、法改正により新たに創設された、マンション管理計画の認定制度は、管理組合にとって適正な管理に取り組む動機付けとなるだけでなく、マンションのライフサイクルが確立され、資産そのものの価値向上や安定性に資するものと大いに期待されるものです。

神戸市では、マンション管理状況の届出制度とともに、全国に先駆けた情報開示制度の運用を本年3月から開始し、金融機関や専門団体と協定を締結し、情報発信や相談、金融支援を提供する等の取組みをしていますが、全国においていくつかの自治体で実施されている、こうした届出並びに情報開示制度等の先進的な取組みも参考にしながら、積極的な取組みを進めるべきと考えます。

そこでお伺いいたします。

- 5 今回の法改正の趣旨を踏まえた計画の策定推進と管理計画認定制度の創設など具体的な施策を、管理組合並びに区分所有者の住民組織のみならず住まい関係団体との連携のもとに取組み、持続可能な住まい政策の一環として、マンション管理の適正化を一層図るべきと考えますがいかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。